

建築物耐震診断・補強設計評価委員会規程

一般社団法人 大阪府建築士事務所協会

（委員会の目的）

1. この規程は、一般社団法人 大阪府建築士事務所協会（以下、本会という。）が建築物の耐震診断及び耐震改修計画の適正な評価を行うために、建築物耐震診断・補強設計評価委員会（以下、委員会という。）を設置し運営することを目的とする。

（事業）

2. 建築物の耐震診断・耐震改修設計の評価の申込みがあった場合、委員会を開催し、必要な検討を行ったうえ、その評価を行う。ただし、紛争・訴訟等に関する案件は取扱わないものとする。

（委員会の構成）

3. 委員会は、耐震診断・補強設計業務に精通している本会の正会員及び学識経験者等をもって構成する
 - 2) 委員は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する
 - 3) 委員会は、委員の互選により委員長 1 名、副委員長 2 名を選出する。
 - 4) 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（会議の開催）

4. 委員長は、必要に応じて委員会の会議を召集する。
 - 2) 会議には委員長が議長となる。

（評価の基準）

5. 建築物の耐震診断・補強設計の評価は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第 4 条第 2 項 3 号「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施についての技術上の指針となるべき事項」として、平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号で定められた「建築物の耐震診断の指針」「建築物の耐震改修の指針」に基づいて行う。

（評価に当たっての検討事項）

6. 委員会は次にかかげる事項について検討する。
 - (1) 耐震診断資料の内容について
 - (2) 耐震診断結果・耐震改修設計の内容について
 - (3) その他関連する必要な事項について

（評価の申込）

7. 建築物の耐震診断及び耐震改修設計の評価の申込は、本会へ所定の建築物耐震診断・耐震改修設計評価申込書（書式 1）に次の資料を添えて提出する。
 - (1) 耐震診断報告書、耐震改修設計計画書 15部
 - ①耐震診断結果概要シート
 - ②建物概要

③平面図、立面図、断面図

④構造伏図、軸組図（あれば）

⑤耐震診断計算書（抜粋） 部材の破壊モード程度をアウトプットでも可として必ず添付

⑥結果の判定と考察

⑦基本的な補強方針

(2) 耐震診断計算書 2部

2) 申込者は、委員会の定める基準による評価費用を本会に納入しなければならない。

3) 1事務所が5件/月以上の申込みを行った場合、評価手数料を減額することができる。

(評価結果)

8. 委員会は、業務終了後速やかに耐震診断・耐震改修計画評価結果を建築物耐震診断・耐震改修計画評価報告書（書式2）により申込者に通知する。

(事務処理)

9. 申込の受付、評価結果の通知等は本会事務局で行う。

2) 委員会は、評価過程の記録を行い、耐震診断・耐震改修計画評価報告書の写しと共に保管する

(守秘義務)

10. 委員は、評価に関し知り得た情報を公表したり、第三者に漏洩してはならない。

(規程の改正)

11. この規程は、理事会の承認を経て改正することが出来る。

(その他)

12. 委員会の運営について必要な細目は、この規程に従って委員会が定める。

附則この規程は、平成 9年4月 1日より実施する。

平成17年7月 1日改定。

平成17年9月20日改定。

平成18年8月10日改定。